

第12期の審議のまとめ

～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～

令和7年2月20日

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに..... | 2 |
| I. 法科大学院制度の 20 年の歩み | 3 |
| II. 現状と法曹に対する評価、法科大学院教育への期待等..... | 15 |
| 1. 法科大学院の現状と課題..... | 15 |
| (1) 法科大学院数・入学定員・入学定員充足率等..... | 15 |
| (2) 教育内容の充実..... | 16 |
| (3) 法科大学院修了者の状況等..... | 17 |
| 2. 法曹人口・活動領域の拡大、法曹に対する評価等 | 19 |
| 3. 法科大学院教育への期待 | 20 |
| III. 今後の課題等と求められる取組の方向性 | 22 |
| 1. 法科大学院教育の特色・魅力ある取組の推進 | 22 |
| 2. 5年一貫教育のより円滑な実施 | 28 |
| (1) 法曹コースの状況 | 29 |
| (2) 特別選抜の実施状況..... | 32 |
| (3) 在学中受験の実施状況と法科大学院における教育課程等の工夫 | 33 |
| 3. 多様な法曹志願者の確保、未修者教育の充実..... | 35 |
| 4. 法科大学院教育を担う教員の確保..... | 37 |
| 5. 法科大学院教育と司法修習との連携強化 | 39 |
| おわりに..... | 41 |

はじめに

- 質・量ともに豊かな法曹を養成するため、司法制度改革の柱の一つとして、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設され、平成18年3月に初めて法科大学院修了者を出して以来、修了資格による司法試験の合格者数は約29,000人となっている。
- 開設以降、入学者選抜の状況、教育内容、司法試験合格の状況などに深刻な課題を抱える法科大学院が一定数存在し、入学志願者が平成30年までは全体として減少傾向にあるなど、法科大学院が当初期待された役割を十分に果たせているとは言い難い状況が続いていた。このような状況を開拓すべく、当委員会においては、設置以来これまで累次にわたる議論を重ね、法科大学院の目指すべき姿が実現できるよう、改善・充実方策を提言してきた。
- 今期は、法科大学院開設から20年を迎える節目の年に当たることから、これまでの歩みを俯瞰し、その成果や残された課題を整理した上で、法科大学院教育の更なる改善・充実に向けて必要となる方策について、包括的に審議した。また、令和元年制度改正により導入された諸制度に関する状況等について、その成果の評価に当たっては中長期的な視点で臨む必要があることに十分に留意しつつ、把握・分析を行った。
- 今後も、制度創設の際の目的及び理念を実現すべく、改善・充実に向け不断の努力を続けていかなければならないが、法科大学院教育による成果は、法科大学院修了生自身のみならず、法曹関係者、法律事務所・企業等からも評価されてきているのも事実である。
- 当委員会が設置されて以降の審議は教育体制や組織見直しに関することが大半であったが、今期においては、これまでの改革や議論の成果と課題を審議することに加え、法科大学院における20年間の取組の成果として、各法科大学院における特色・魅力ある教育が展開されていることに着目した審議も行った。
- 今期の審議においても、データや実態調査を多く用いるとともに、法科大学院や関係者からヒアリングを行うことを通じて、実態を把握・分析し、理解するよう努めた。
- 我が国の司法を支える有為な人材を安定的かつ継続的に養成していくためにも、法曹養成に関わる全ての関係者が連携・協力して、法科大学院教育の更なる発展に取り組み、社会からの搖るぎない信頼を確立することを強く期待する。

I. 法科大学院制度の 20 年の歩み

(平成13年「司法制度改革審議会意見書」)

- 平成13年に公表された司法制度改革審議会¹の「司法制度改革審議会意見書」²（以下「13年意見書」という。）は、3つの柱の1つとして「司法制度を支える法曹のあり方」を挙げた。国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される中での21世紀の司法を支えるための人的基盤の整備としては、プロフェッショナルとしての法曹（裁判官、検察官、弁護士）の質と量を大幅に拡充することが不可欠であるという認識の下、当該意見書では、
- ・ 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである
 - ・ 法曹人口増加の経過により、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる
 - ・ 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである
 - ・ 法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである
 - ・ 教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである
 - ・ 地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性・開放性・多様性の確保に努めるべきである
 - ・ 法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものと認めることとし、広く参入を認める仕組みとすべきである
 - ・ 入学者選抜の公平性・開放性・多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、適切な機構を設けて、第三者評価（適格認定）を継続的に実施すべきである
- 等について提言がなされた。

¹ 司法制度改革審議会設置法（平成11年法律第68号）に基づき、平成11年7月27日、内閣に司法制度改革審議会が設置された。

² 司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－（平成13年6月12日 司法制度改革審議会）

(平成14年「法科大学院の設置基準等について(答申)」、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)の制定)

- 当該意見書を受け、文部科学省の中央教育審議会大学分科会法科大学院部会(当時)において議論を進め、「法科大学院の設置基準等について(答申)」(平成14年8月5日)(以下「14年答申」という。)を取りまとめ、平成15年にはこれを踏まえた専門職大学院設置基準(以下「設置基準」という。)が制定された。
- 14年答申では、「法科大学院は、従来の法曹養成や法学教育の在り方についての深い反省に基づき、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十分に果たすための人的基盤を確保することを目的として基幹的な高度専門教育機関たるべく構想されたものであり、法科大学院の具体的な制度設計及びその運用はこれにふさわしいものとならなければならない」とされた。
- その上で、法学部等においては、法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという意義と機能を担ってきた中で、法科大学院は従来の法学教育の単なる延長ではなく、法曹として備えるべき資質・能力を育成するようため、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うこと、そのために必要な授業科目を開設し体系的に教育課程を編成することとした。
- 特に、授業科目の種類については、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を示し、教育方法については、少人数教育を基本として、事例研究、討論、調査、現場実習その他の適切な方法により授業を行うものとし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすることとした。
- 設置基準の制定により、法科大学院が開設されたが、当時行政全体が事前規制から事後評価に移行する中、法科大学院の開設においても広く参入を認めた結果、平成16年度に開設された法科大学院は68校となり、入学者数も平成18年度において最大の5,784人となった。
- また、法科大学院の分野別認証評価を行う認証評価機関も、平成16年度に初めて認証された。平成18年度に評価を開始してから平成22年度にかけて全ての法科大学院を評価した。その結果、適格と認定されなかった法科大学院は24校であった³。

(平成21年「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」)

- 法科大学院の入学定員がピークを迎える一方、司法試験合格者数は2,000人程度で推移し、司法試験合格率の低迷や入学志願者の減少が続くなどの課題も浮き

³ その後追評価等において、適格認定を受けた法科大学院もある。

彫りとなった。

- 法科大学院修了者の質や法科大学院教育の在り方について問われる中で、当委員会⁴においては、関係者からヒアリングを行うなど、現状の正確な把握・分析に努めた。その結果、法科大学院制度を総体としてみれば、司法制度改革で期待されている役割を果たすため、多くの法科大学院において理論と実務を架橋する教育課程の整備が着実に進み、法科大学院を修了した司法修習生の素質・能力も司法修習生の指導に携わる関係者からは、全般的に従来に比べて、学修意欲や法情報調査能力、コミュニケーション能力、社会的使命への確かな理解、実務に有用な分野の学修の修得等、優れた点も見られるとの評価がなされていた。
- しかしながら、法科大学院についての分野別認証評価の結果や司法修習生考試の結果等を踏まえると、法科大学院における教育の実施状況や法科大学院修了者の一部について、基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考、論理的表現能力が十分身に付いていない者が見られる等の問題点が認められ、これらの速やかな改善が必要とされていた。
- こうした状況を受け、当委員会では、法科大学院の質の向上や更なる充実等に向けて、平成21年4月に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」を取りまとめ、「入学者の質と多様性の確保」「修了者の質の保証」「教育体制の充実」「質を重視した評価システムの構築」に関して、以下の改善策を提示した。
 - ・ 現時点で、競争倍率(受験者数/合格者数)が2倍を下回っているなど、競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えること
 - ・ 各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進するため、法律基本科目及び法律実務基礎科目について、全ての法科大学院における共通的な到達目標を策定すること
 - ・ 未修者の教育をより一層充実させるため、各科目群(法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)に即して適切な科目区分整理を行い、偏りのない履修・学修の確保に配慮しつつ、法律基本科目の質的・量的充実を図ること
 - ・ 分野別認証評価について、3つの認証評価機関の間で評価の方法・内容にはらつきがあること等から、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法等への改善を図るため、例えば、適性試験の統一的最低基準の運用状況、厳格な成績評価・修了認定の状況(共通的な到達目標の達成状況を含む)、教員の教育研究上の業績・能力、修了者の進路(司法試験の合格状況を含む)等を重点評価項目

⁴ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会と、その前身である法科大学院特別委員会も含む。

とすること

- 各法科大学院では、当該報告書の提言を踏まえた未修者等の教育の改善に向けた取組や、入学定員の見直し、認証評価機関における評価の在り方の改善等の取組が進められた。
- 特に、入学定員の削減については、ピーク時であった平成17年度から平成19年度の5,825人から、平成24年度には4,484人と約2割の減となっている。また、分野別認証評価については、省令⁵改正がなされ、認証評価機関が作成する大学評価基準に盛り込むことが必要な評価項目として、「入学者選抜での適性の適確かつ客観的な評価」、「教員組織での専任教員の適切な配置」、「体系的な教育課程の編成」、「新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する評価」等が追加された。
- さらに、深刻な課題を抱える法科大学院において、すみやかに抜本的な見直しを実施すべく、平成22年9月に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」を公表した。「入学者選抜の競争倍率」と「司法試験合格率」との両方の指標に該当した場合、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金といった公的支援の一部を減額し、自主的・自律的な組織見直しを促す仕組みとして、平成24年度予算から実施し、平成24年度には6校が、平成25年度には4校が見直しの対象とされた。

(平成24年「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」)

- 各法科大学院では、法理論と実務との架橋を強く意識した教育が、少人数のクラス編成を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃い授業を通じて実践されるなど、従前の大講義型を中心とした教育から変化を遂げていた。修了者については、自発的・積極的な学修意欲が高い、判例や文献等の法情報調査能力が高い、法律家として求められる文書作成能力が相当程度習得されている、コミュニケーション能力に優れている等、法科大学院の教育課程を通じて高い能力を修得しているとの評価を受けるなど、各法科大学院において教育の改善が進んだ。
- しかしながら、依然として一部の法科大学院においては十分な成果を挙げるには至らず、法科大学院間や既修者・未修者間において、司法試験の合格状況をはじめとした差が拡大しつつあった。また、司法試験合格者数は、政府目標とされた年間3,000人を依然として大きく下回っていることや、法曹有資格者の就職の道が期待通りに開かれておらず、特に弁護士としての就職が厳しい状況にあること等を背景に、入

⁵ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)

学志願者数の減少が続いた。

- 法科大学院制度全体を早期に安定させるため、当委員会では、平成24年7月に「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」を取りまとめ、以下の改善策を提示した。
 - ・ 司法制度改革の理念に基づく法科大学院教育の優れた成果を広く社会に積極的に発信し、社会の理解と信頼を得ていくこと
 - ・ 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の更なる適正化等による入学者の質の確保を進めるとともに、課題を抱える法科大学院における自主的・自律的な教育体制の抜本的見直しを加速すること
 - ・ 未修者教育の充実を図るため、優れた取組の共有化や、夜間開講や長期履修制度の活用により社会人等の多様な人材の学修支援等を実施すること
 - ・ 着実な取組を実施している法科大学院の成果を共有化することを含め、教育の質の改善等を更に促進すること
- これを踏まえ、着実な取組を実施している法科大学院の教育状況やその成果を広く社会へ発信するとともに、課題を抱える法科大学院に対して改善計画の提出・ヒアリング・公表等の措置を講じたり、公的支援に係る指標を追加したりするなどの見直しの取組が進められた。
- 特に、公的支援については、組織見直しを加速させるため、平成22年公表時の「入学者選抜の競争倍率」と「司法試験合格率」の2指標のほかに、新たに「入学定員の充足率」を指標に追加する等の見直しを行い、平成26年度予算では18校の法科大学院が見直しの対象とされた。

（平成25年「法曹養成制度改革の推進について」）

- 法科大学院制度創設以降、法曹養成制度を経た多くの有為かつ多様な人材が法曹として活躍するに至っている一方、法科大学院間の司法試験の合格状況のばらつきや入学志願者の減少が続いているほか、社会の隅々への進出を目指した法曹有資格者の活動領域の拡大もいまだ限定的であるなど、新たな制度に関する様々な問題点も指摘されていた。これら諸課題に対して様々な場で検討を重ねてきたが、法曹養成制度をめぐる諸問題の解決が、政府全体として必要な手段を迅速に講ずる必要がある喫緊の課題であるとの認識の下、平成24年8月、法曹養成制度関係閣僚

会議⁶及びその下に法曹養成制度検討会議⁷が設置された。

- 「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)において、

- 司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てるとはしない
- 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する
- 一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設ける
- 未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験(仮称)」の早期実現を目指す

等、法科大学院をはじめとする法曹養成制度改革に関し、政府として講ずべき措置の内容及び時期が示された。

- これを受け、当委員会においても、改めて法科大学院の規模や教育の質の向上の在り方等について更なる議論を重ね、

- 「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について」(平成25年9月)
- 「組織見直し促進に関する調査検討経過報告」及び「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(平成25年11月)
- 「各法科大学院の改善状況に係る調査結果」(平成26年2月)
- 「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成26年3月)

など個別論点ごとに提言・報告を隨時行ってきた。

- これらの提言・報告を受け、未修者教育の充実を図るために、法律基本科目の年間履修登録単位数の上限(標準36単位)の引き上げ(最大44単位までを標準の範囲内とする)や、実務経験等に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目の履修に充てること(概ね2~4単位を目途)等を可能とした⁸。

⁶ 法曹養成制度関係閣僚会議の設置について(平成24年8月21日閣議決定)

⁷ 法曹養成制度検討会議について(平成24年8月21日法曹養成制度関係閣僚会議議長決定)

⁸ 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(文科高第623

- また、未修者教育の質の保証の観点から、各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図るとともに、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とすることを目的として、共通到達度確認試験の枠組みの検討・試行⁹が実施され、令和元年度より本格実施するに至っている。
- さらに、公的支援については、平成25年11月に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」を公表し、従来の自主的・自律的な組織見直しの促進という目的に加え、国際化対応や民間・公務部門への人材育成、継続教育等特色ある先導的教育や教育資源を有効活用した連携・連合の取組の推進などを通じて、司法制度改革が目指していた魅力ある法科大学院となるよう、優れた取組の支援という観点からも実施することを目的とし、平成27年度より「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」（以下「加算プログラム」という。）として実施している。
- 加算プログラムは、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金について、「司法試験の累積合格率」「法学未修者の直近の司法試験合格率」「直近の入学定員の充足率」「法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合又は社会人の直近の入学者数・割合」の状況を勘案し、基礎額算定（減額）を行うとともに、先導的な教育システムの構築や教育プログラムの開発、質の高い教育の提供を目指した連携・連合等優れた取組の提案を評価して加算する仕組みとして、新たにスタートした。

（平成26年「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」、平成27年「法曹養成制度改革の更なる推進について」）

- 改善が進む一方で、依然司法試験の合格状況や入学者選抜状況等に深刻な課題を抱える法科大学院も存在していることから、その状況を開拓すべく、平成26年10月に「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」を取りまとめ、以下の改善策を提示した。
 - ・プロセスとしての法曹養成制度の安定化を図るため、我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7~8割を目指せるような

号 令和元年10月31日）において、「第23条第2号ホにおいて規定される12単位以上の修得すべき単位について、12単位以下に減じることが可能であるという意味ではなく、12単位を超える範囲において、各法科大学院の判断に基づき、当該学生について展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することを学生に課すことを可能とするものであること。また、法律基本科目の履修を代わりに課すこととなる展開・先端科目に、選択科目は含まれないものであること。」としていることに留意が必要。

⁹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループにおいて検討がなされ、文部科学省において、平成27年3月から平成31年3月の間に5回に渡って試行が行われた。

定員規模を検討し、これを明示すること

- ・当面の間は、入学定員と実入学者数の乖離を縮小するため、公的支援の見直しの仕組みなどを通じて、全体の入学定員を3,000人から更に削減する方向で取り組むべきであること
 - ・法律基本科目の配当年次拡大や単位数増加等未修者教育の充実、既修者をも対象とする共通到達度確認試験（仮称）の導入、司法試験問題等の活用や若手実務家の協力等を通じて、法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底を図ること
 - ・授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を行うことに加え、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、ICTを活用した教育連携・教材開発及び広報活動の展開等を通じて、優れた資質を有する入学志願者の確保に努めること
- さらに、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（以下「推進会議決定」という。）において、
- ・新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進めること
 - ・平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において、各年度の修了者に係る累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指すこと
 - ・司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）等の客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図ること
 - ・法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実、未修者に対する法律基本科目の単位数増加等教育課程の抜本的見直し及び学修支援等の促進、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組の支援を行うこと
 - ・法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）について、平成30年度を目途に本格実施に移すこと
 - ・時間的・経済的負担の軽減に向けて、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確

立及び充実を推進すること
等が決定された。

(平成30年「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」、
令和元年 法科大学院教育の充実と時間的・経済的負担の軽減を柱とする「法科大学
院の教育と司法試験等の連携等に関する法律」等の改正)

- これらを踏まえ、当委員会においても審議を重ね、平成30年3月に「法科大学院
等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」を取りまとめ、令和元年
において制度改正（以下、「令和元年制度改正」）が行われた。その概要は以下のと
おりである。

(1) 法科大学院における教育の充実

法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力、法曹とな
ろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力、実務
の基礎的素養や弁論能力等について、体系的・段階的に涵養すべきことが規定さ
れ、併せて、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表が義務付けられた。

(2) 法曹養成連携基礎課程（法曹コース）の設置と法曹養成連携協定の締結

法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続
を図るための課程（法曹養成連携基礎課程、いわゆる「法曹コース」）を指す。以下
「法曹コース」という。）を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施及び
当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「連携協定」と
いう。）を締結し、当該連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受ける
ことができる」とされた。連携協定に基づき、学部を早期卒業等¹⁰（3年）して法
科大学院の既修者コースで学修（2年）することを念頭に置いた一貫的・体系的
なカリキュラムが編成・実施されることとなった（いわゆる3+2）。

(3) 法科大学院在学中の受験資格の創設

（1）の通り、令和元年制度改正により、法科大学院教育の充実が図られること
に伴い、令和5年の司法試験より、新たに¹¹、法科大学院の課程に在学する者で
あって所定科目単位を修得し、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見
込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者について、司
法試験の受験資格を与えることとされた。（いわゆる「在学中受験資格」。なお、当

¹⁰ 「早期卒業等」とは、早期卒業及び飛び入学により、学部3年で法科大学院へ進学した者。

¹¹ 制度改正前は、法科大学院については課程を修了した者に司法試験の受験資格が与えられていた。

該資格は法科大学院の既修者コース・未修者コースの別に関わらず認められ得るものである。)

(4) 法科大学院の定員管理の開始

予見可能性の高い法曹養成制度を実現するため、法科大学院の入学定員総数について、令和元年制度改正時の定員規模である2,253人を上回ることのないよう管理することとされた。

- (2) 及び(3)に加え、1年間の司法修習を法科大学院修了後すぐに開始するよう変更が行われたことにより、法曹資格取得までに要する期間を従来に比べて約2年短縮することが可能となった。
- (3)については学長の認定に当たっては、司法試験科目で課される法律基本科目の基礎科目(30単位)と応用科目(18単位)、選択科目(4単位以上)を修得する必要があるとともに、司法修習生として採用されるためには、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了が要件とされており、プロセスとしての法曹養成制度の理念は引き続き堅持されている。
- 当該制度改革により、法科大学院教育の更なる充実が図られるとともに、法曹を志望する学生の時間的・経済的負担が大きく軽減され、かつ、法科大学院の定員管理を通じて司法試験合格の予見可能性が高まることによって、優れた資質・能力を有する法曹志願者を増やし、予測困難な時代において専門的な法的知識を活用して社会に貢献できる法曹を安定的に輩出することが期待されている。

(令和3年「未修者教育の充実について」)

- 司法制度改革の理念でもある公平性・開放性・多様性の確保という観点からは、未修者教育の充実も図っていくことが不可欠である。本来、多様な人材を受け入れるべく、学部段階での専門分野を問わず社会人経験のある者等にも広く門戸を開放している法科大学院であるが、現状では、入学者全体に占める非法学部出身者と社会人経験のある者の割合はそれぞれ2割に満たず、未修者コースのみに限っても、その割合はそれぞれ3割強にとどまっていた。
- 司法試験合格率も上昇傾向にはあるものの、既修者との差は顕著であり、更なる対応が必要であることから、令和3年2月に「未修者教育の充実について」を取りまとめ、「学修者本位の教育の実現」「社会人学生等の実態に配慮した学修体制」「効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働」「共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善」「法科大学院修了者のキャリアパスの多様化」に関して、

以下の改善策を提示した。

- ・ コロナ禍での実績を踏まえ、より本質的な双方向・多方向の教育の実現に向けて、科目の特性や学修者の状況に応じて、オンデマンド方式を含めたICT（遠隔授業）を適切に活用する
 - ・ 補助教員（修了者や法律実務家等）による授業フォローや論述指導を一層促進した学修面・生活面・精神面における学生支援を実施する
 - ・ 有職社会人や法科大学院が立地しない地域の居住者の学修をより充実させるためのICT（オンデマンド方式）を活用する
 - ・ 非法学部出身者等の初学者向けに、法律基本科目のガイダンス、司法試験合格者の体験談、法曹三者による仕事紹介等、入学前の多様な学修機会を提供する
 - ・ 全国共通の試験結果をもとに、1年次教育の成果分析を通じた学修・進路指導の充実を図る
- 当委員会の第11期においては、これまでの改革や議論の成果を見据えながら、5年一貫教育の着実な実施や、未修者教育の更なる充実に向けた改善・充実方策の検討について議論を行ってきた¹²。

（総括）

- 法科大学院は、我が国の司法制度改革の柱の一つである法曹養成制度改革において、従来の「点による選抜」ではなく「プロセスとしての養成」を理念とする新たな法曹養成制度の中核となるべき教育機関として創設され、司法試験・司法修習との有機的な連携の下に、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することを目指して創設された。
- 法科大学院開設以降、名実ともに確かな存在となるよう、各法科大学院において様々な取組を重ねてきたが、Ⅱのとおり、入学志願者数は平成30年度には8,058人まで、実入学者数は平成30年度には1,621人まで、入学定員充足率は平成26年には59.6%まで、競争倍率（受験者数／合格者数）は平成28年度には1.86倍まで、落ち込んだ時期もある。
- 教育内容についても、個々の法科大学院について見ると、法科大学院間のばらつきが大きく、充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり、課題のある法科大学院については、教育の質を向上させるとともに、組織見直しを進めていく必要があった。特に、組織見直しについては、全体としても定員が過大になっていたことから、法科大学院として行う教育上適正な規

¹² 「第11期の議論のまとめ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～」（令和5年2月16日）

模となるよう取組を進めていく必要があった。

- 司法試験の合格状況も、法科大学院間でのばらつきが大きく、また、単年の司法試験合格率は低下傾向にあった時期もある。
- このように、入学者選抜の状況、教育内容、司法試験合格の状況などに深刻な課題を抱える法科大学院も少なからず存在し、弁護士の就職難や司法試験合格者数が当初の目標数に達していないことなどとも相まって、大学学部卒業者・卒業予定者や社会人経験のある者等の「法科大学院離れ」、「法曹離れ」とも呼ぶべき事態が生じていたことは事実である。
- その状況を開拓すべく、当委員会をはじめ関係者においては、教育の質の向上や組織見直しについて、様々な改革に取り組んできた。その結果、各法科大学院においては、教育内容等の改善・充実に向けた取組を着実に進め、成果を挙げてきている。
- 令和6年度における法科大学院の状況¹³は、学校数34校、入学志願者数13,513人、入学定員2,197人、実入学者数2,076人、入学定員充足率94.5%となっている。特に入学定員については、推進会議決定を踏まえ、予見可能性の高い法曹養成制度を実現するため、2,253人を上回ることのないよう管理するようになった。
- 各法科大学院においては、現在の規模を前提として、プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、継続的に各法科大学院が高い教育力を有するよう、たゆまぬ努力を続けていくとともに、今後は、社会貢献を含めた法科大学院教育の意義の発信強化や、各法科大学院において、これまで培ってきた特色・魅力の更なる伸長を図っていくことが期待される。
- 人口減少社会の中でも法曹志願者数を確保し、我が国の司法を支える有為な人材を安定的かつ継続的に養成していくためにも、関係者で連携・協力して、法科大学院教育の更なる充実・発展に取り組んでいくとともに、法曹の仕事の魅力や法科大学院教育の意義、特色・魅力について、より一層広報・発信していくことが期待される。

¹³ 募集停止校は除く。

II. 現状と法曹に対する評価、法科大学院教育への期待等

I. 法科大学院の現状と課題

(1) 法科大学院数・入学定員・入学定員充足率等

(全体の入学定員・入学定員充足率等)

- I. で既述のとおり、法科大学院制度の目的及び理念を実現すべく、関係者との連携を図りながら、法科大学院教育の質の向上を図るため、着実な取組を実施している法科大学院の教育状況やその成果を広く社会へ発信するとともに、課題を抱える法科大学院に対して改善計画の提出・ヒアリング・公表等の措置を講じたり、公的支援に係る指標を追加したりするなどし、自主的・自律的な組織見直しを促進してきた。
- その結果、法科大学院全体の入学定員・入学定員充足率等については、以下のようないくつかの傾向がみられる。
 - ・ 法科大学院の数はピーク時の平成17年度の74校から令和6年度には34校まで減少している。
 - ・ 入学志願者数は、法科大学院開設時の平成16年度の72,800人の次に高い平成19年度の45,207人から、平成30年度には8,058人と落ち込んだが、以降増加傾向にあり、令和6年度には13,513人となっている。
 - ・ 入学定員は、ピーク時の平成17年度から19年度の5,825人から、令和6年度には2,197人と、約6割縮減している。
 - ・ 実入学者数は、ピーク時の平成18年度の5,784人から、平成30年度には1,621人と落ち込んだが、以降増加傾向にあり、令和6年度には2,076人となっている。
 - ・ 入学定員充足率は、法科大学院開設時の平成16年度の103.2%の次に高い平成18年度の99.3%から、平成26年には59.6%まで落ち込んだが、以降増加傾向にあり、令和6年度には94.5%まで増加している。
 - ・ 競争倍率(受験者数／合格者数)は、法科大学院開設時の平成16年度の4.45倍の次に高い平成20年度の3.26倍から、平成28年度には1.86倍まで落ち込んだが、令和6年度には3.06倍となっている。

(多様性の確保:既修者・未修者、社会人経験のある者・非法学部出身、女性)

- 司法制度改革の理念では、法科大学院教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものであるとともに、公平性・開放性・多様性の確保が重視された。その

ことを念頭に法科大学院の教育課程は基本的に3年を標準修業年限¹⁴として制度設計されている。各法科大学院においては、この理念を踏まえ、入学者選抜の工夫や未修者教育の充実等に取り組んできており、現在の状況は、以下の通りとなっている。

- ・ 法科大学院の入学者数は、開設初年度の平成16年度は【既修者2,350人(40.7%)／未修者3,417(59.3%)】となっていたが、平成23年度には【既修者1,916人(52.9%)／未修者1,704人(47.1%)】と既修者の割合が多くなり、令和6年度には【既修者1,476人(71.1%)／未修者600人(28.9%)】と、既修者に比べ未修者の減少の幅が大きくなっている。また、未修者コースにおいて、非法学部出身者の入学は減少しており、約7割が法学部出身者で占められている。
- ・ 標準修業年限修了率について、令和5年度の修了者のうち、既修者は80.7%が2年で修了しているのに対し、未修者については、3年で修了している者は39.1%に留まっているとともに、修了年度により、ばらつきが見られる。
- ・ 社会人経験のある者の入学者数について、平成16年度は全入学者の48.4%であったが、令和6年度には18.0%となっている。非法学部出身者の割合は、平成16年度は全入学者の34.5%を占めていたが、令和6年度には14.8%となっている。未修者コースに限って見ると、令和6年度では社会人経験のある者が29.7%、非法学部出身者が30.9%となっている。
- ・ 女性法曹について、法科大学院入学者数に占める女性の割合は、平成17年度には全入学者数の30.2%となり、平成24年度の25.4%まで減少傾向となるが、以降増加傾向に転じ、令和6年度においては35.1%となっている。なお、令和2年度から開講されている法曹コースにおける女性割合は、令和3年度40.5%、令和4年度42.1%、令和5年度42.4%となっており、法学部における男女比よりも高い割合となっている。

(2) 教育内容の充実

- 法科大学院開設以降、新しい教育課程において、新しい教育方法を始め、不斷の改善を図ってきた。
- 各法科大学院では、法理論教育を中心としつつ実務教育も導入し、実務との架橋を強く意識した教育を行ってきた。授業科目については、司法試験科目のみの修得を目指すのではなく、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端

¹⁴ 専門職大学院設置基準第18条第2項では、法科大学院の課程の標準修業年限は3年とするとしているが、法学既修者については、同第25条第1項及び第2項において、30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができ、かつ、1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができるとしている。

科目的科目群の下に、多様な科目を配置し、段階的・体系的に法曹として必要な資質・能力を涵養できるよう教育課程を編成してきた。

- 教育方法については、少人数教育を基本として、事例研究、討論、調査、現場実習その他の適切な方法により授業を行うものとし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとするよう創意工夫に努めてきた。
- 特に、未修者教育については、司法制度改革の理念に基づき、各法科大学院においては、様々な工夫と努力を続けてきた。例えば、きめ細かな支援として修了者や弁護士等のチューター・アカデミック・アドバイザーによる修学前準備の学修支援、個別指導型ゼミの充実等の未修者のサポート体制の構築、1年次必修科目の授業担当教員間のFD強化、予習への工夫や復習用材料の配布、ICTを活用した入学前導入教育の実施、共通到達度確認試験による学習成果の確認と個別指導等、多様なバックグラウンドを有する者に対する配慮に富んだ取組を展開してきている。
- また、法曹として不可欠な基本的知識・理解の確実な修得を前提として、理論と実務の架橋を図るべく、各法科大学院の実情に応じたエクスター・シップやリーガルクリニック等の積極的な実施、法律実務に関する基礎教育を担う教員を対象としたFD活動の充実等、法曹実務家を目指す者に必要な法律実務に関する教育も充実させてきた。
- さらに、法廷活動はもとより、拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応できるようにするためにも、法科大学院のリソースを活用し、グローバルに活躍できる法曹、AIやデジタル等の先端分野かつ未知の領域に対応できる法曹、地域の司法サービスや裁判外紛争解決手続(ADR)を担う法曹等、高度専門職業人として時代の要請に応えていく人材を輩出すべく取り組んでいる。
- 加えて、法科大学院は、新たな法曹の輩出に留まらず、法曹や法務関係の職にある者に対して、新しい法律学の知識や高い専門性の修得を図るためのリカレント教育の提供や、大規模災害時における法務支援等、法科大学院のリソースを活かした社会への貢献を行っている。また、法科大学院在学中に培われた人的ネットワークは、法曹として活躍する中でも、様々な形で活かされている。

(3) 法科大学院修了者の状況等

(法曹人口、活動領域)

- 一連の司法制度改革の中で、司法試験合格者の数は、ピーク時で平成20年の2,065人となり、近年も1,500人程度の合格者が輩出されている。これまでに、法科大

学院を修了し司法試験に合格した者は約29,000人となっている。

- 法曹三者的人口は、平成13年度には21,864人(弁護士:18,246、検察官:1,375、裁判官:2,243)であったが、令和6年度時点では、50,733人(弁護士:45,825、検察官:1,888、裁判官:3,020)となっており、この点は、「実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる」とした13年意見書が実現されている。
- 法科大学院制度の導入以降、法曹人口が増加したことにより、企業内弁護士をはじめとして、国の行政機関や地方公共団体といった公的機関において弁護士としての専門知識や経験を活かして活躍する者も増加しており、活動分野も教育、児童福祉、高齢者福祉等、法曹の活動領域は着実に広がっている。

(司法試験合格率)

- 年度ごとの修了者別に司法試験合格率(以下「累積合格率¹⁵」という。)を見た場合、既に直近で法科大学院修了後5年が経過した平成30年度及び令和元年度の修了者についての最終的な累積合格率は、平成30年度修了者にあっては72.9%、令和元年度修了者にあっては74.1%という結果になっており、推進会議決定において、各年度の修了者に係る累積合格率が概ね7割程度となるよう充実した教育が行われることを目指すとされた、合格率を達成することができている。
- 累積合格率を既修者／未修者の別で見た場合、既修者については、平成30年度修了者にあっては82.9%、令和元年度修了者にあっては80.4%、という結果である。未修者については、平成30年度修了者にあっては49.1%、令和元年度修了者にあっては56.6%、という結果になっている。未修者においては修了年度により、累積合格率にはばらつきが見られ、安定しない状況にある。
- 法科大学院修了資格での司法試験合格率(単年)を見た場合、法科大学院修了者が初めて司法試験を受験した平成18年に48.3%となって以降、毎年の修了者が新たに加わることによる受験者数の増加も伴い年々低下し、平成21年以降は20%台を推移していたが、令和2年から30%を上回り、令和5年には32.6%となっている。また、令和5年には初めて在学中受験が行われ、在学中受験資格と法科大学院修了者資格での受験を合わせた司法試験合格率(単年)は40.7%となった。なお、令和6年には法科大学院修了資格での司法試験合格率(単年)は22.7%、在学中受験資格と法科大学院修了者資格を合わせた司法試験合格率(単年)は34.8%となっており、今後十分な分析と、推移の注視が必要である。

¹⁵ ある年の法科大学院修了者が、司法試験を受験し始めてから、司法試験法(昭和24年法律第140号)第4条第2項第2号で定める受験可能期間の間に、司法試験に合格した割合。

- この他、令和6年度及び令和11年度における、法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）¹⁶を設定している。いずれの KPI においても、令和6年度の目標数値が達成されている。
- 特に、「修了後1年目までの司法試験合格率」も、令和5年度に初めて在学中受験が開始された中、各大学において、教育課程の創意工夫等に取り組んだこともあり、令和6年度の目標数値を大きく超える形で達成することができている。
- 引き続き、一人でも多くの有為な人材が、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院教育を経て、優れた法曹となることをを目指し、法科大学院教育の充実を図っていくことが求められる。

2. 法曹人口・活動領域の拡大、法曹に対する評価等

- 法科大学院開設から20年間、I. に既述のとおり、司法制度改革の目的及び理念の実現に向け、様々な改善・充実に取り組んできた。この間、法科大学院を修了し司法試験に合格した者は約29,000人となり、法曹人口も令和6年度時点では、50,733人となっている。
- 当委員会では、これから時代の法科大学院教育を考えるにあたり、改めて、近年の法曹に対する評価及び法科大学院教育への期待等について関係者よりヒアリングを実施した¹⁷。

（法曹の活動領域の拡大、法曹に対する評価）

- 法科大学院制度の導入以降、法曹人口が増加したことにより、企業内法務をはじめとして、国の行政機関や地方公共団体といった公的機関において弁護士としての専門知識や経験を活かして活躍する者も増加している。活動内容も、高齢者、障害者支援や、教育・児童福祉等の子ども支援、犯罪被害者支援、司法過疎問題解決のための活動等、これまで司法アクセスに困難のあった分野においても、多彩で厚みのある活動が展開されつつある。
- 弁護士費用保険、日本司法支援センターによる法的サービス利用の拡大、企業法務等の訴訟外業務の分野における司法基盤の整備が進む中、法科大学院による教育を受けた世代の弁護士の人的基盤の拡大は、司法基盤の整備に重要な役割を果たしている。

¹⁶ 第115回法科大学院等特別委員会 参考資料09 参照。

¹⁷ 法務省（第112回法科大学院等特別委員会 資料1）、日本弁護士連合会（第113回法科大学院等特別委員会 資料1）、経営法友会（第114回法科大学院等特別委員会 資料1）を参照。

- 企業内法務について、不確実性が高く、先を見通すことが困難な時代において、気候変動・環境対応等のサステナビリティ観点でのリーガルリスク、経済安全保障関連法制等のリーガルリスク、新たなビジネスモデル等の事業変化によるリーガルリスク、サイバーやAI対応等のデジタル時代のリーガルリスク等、より広い視野でリスクを捉えていくことが重要である中、法務部門の役割や期待が拡大している。
- 法曹有資格者の社員について、論理的思考力、事案分析能力、深い法律知識、幅広い法律知識等が高く評価されているとともに、法曹有資格者でなく、法科大学院修了資格による資質・能力としての活躍も期待されていることから、情報発信を強化していくことが重要である。
- 法務省において取りまとめた「法曹の質に関する検証結果報告書」¹⁸(令和4年3月)では、これまでの法曹の主な活動分野として「民事訴訟」「法律相談」「企業」、連携の必要性が認識されている分野として「児童福祉」「高齢者福祉等」「行政」の分野において、ヒアリングやアンケート調査をした結果、いずれの分野においても、法曹の活動等に対する利用者等の評価はおおむね高く、また、若手法曹(司法修習期66期以降)の一般的な資質・能力や活動の質についても、他の法曹と比較して劣っているという評価はされていない。

3. 法科大学院教育への期待

- どのような時代においても、幅広い教養と専門的な法律知識、論理的思考力、事案分析能力、豊かな人間性・感受性等、法曹に求められる基本的な資質・能力は変わることから、各法科大学院においては、そのような学修環境を今後も提供していくことが必要である。
- その上で、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、ICT・AIによる技術革新の進展等、変化が激しい時代となり、それに伴い生じる課題も多岐にわたる中、法曹の活動領域は今後も様々な分野に拡大することが見込まれるとともに、過去に生じたことのない法的リスクや問題に的確に対応していくことが求められている。
- 各法科大学院においては、例えば、企業法務や経済・経営に強い法科大学院、国際民事商事分野・国際人権問題等を取り扱う分野について重点的な科目を開設する法科大学院、ICTや生成AI等の先端技術分野や理工系学部・大学院と連携した講座を有する法科大学院、国や地方公共団体の行政実務に特化したプログラムを提供する法科大学院等、それぞれの特色・魅力を打ち出した、より発展的・先端的な

¹⁸ 裁判所職員定員法(昭和26年法律第53号)の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ実施。

教育を実施していくことが期待されている。

- 一方、司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する法曹を継続的に輩出していくためには、法学のみならず、理系分野など様々な学問分野での学修や実社会における実務経験を経た未修者を、法科大学院の入学者のうち一定数確保するということが依然として重要であることに変わりはない。
- 法科大学院の主に未修者コースにおいては、多様な人材を受け入れることが想定されていたが、非法学部出身者や社会人経験のある者の入学者が減少傾向にあり、危惧されている。引き続き、未修者教育の充実や、キャリア支援等に取り組んでいくことは言うまでもないが、多様なバックグラウンドを有する者が法曹として活躍することが、社会にもたらした便益についても明らかにされることが期待される。
- 法科大学院は新たな法曹の輩出に留まらず、法曹や法務関係の職にある者に対して、新しい法律学の知識や高い専門性の修得を図るためのリカレント教育の提供や、大規模災害時における法務支援等、法科大学院のリソースを活かし社会への貢献を行っており、社会基盤を支える重要な存在となっている。
- 地域の司法を担う人材の養成・確保等も重要であり、法科大学院は、法曹養成機関としてだけでなく、法的な知識や技能を有する優れた人材を地域社会、経済社会とつなぐ結節点として、地域の自治体や法曹界、産業界との連携を積極的に進めしていくという点においても、社会へ貢献していくことが期待される。また、法科大学院のない大学や地域の法学部に法曹コースが置かれ、法科大学院との間に連携協定を締結して、法曹養成を担う例もある¹⁹。
- 専門的な法知識を確実に修得しつつ、高度専門職業人として時代の要請に応えていく多様な人材が輩出されるよう、法科大学院教育の更なる改善・充実に向けて不斷に取組を進め、プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、社会からの搖るぎない信頼を確立することが重要である。

¹⁹ 既述のとおり、13年意見書においては、「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。」とされている。

III. 今後の課題等と求められる取組の方向性

- 法科大学院が開設されてから20年間、当委員会においては、入学定員の適正化や法律基本科目の学修の確立等の入学者の質の確保、深刻な課題を抱える法科大学院における自主的・自律的な組織見直しの推進、分野別認証評価等の評価システムの構築等、制度的な事項を中心に審議を重ねてきた。
- 司法制度改革の理念に基づき、法科大学院がプロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として名実ともに確かな存在となるためには、引き続き、各法科大学院自らが提供する日々の教育の質の更なる充実に努めることが重要であるとともに、司法修習との有機的連携を図っていくことが重要である。
- その上で、II. の法科大学院教育への期待等を踏まえ、今後は、社会貢献を含めた法科大学院教育の意義の発信強化や、時代の要請に応えるべく、各法科大学院においてこれまで培ってきた特色・魅力の更なる伸長を図っていくことも期待される。
- また、これまでの改革の中で、特に、令和元年制度改正による、いわゆる3+2の5年一貫教育について、法曹コースを修了し法科大学院へ進学した学生が、令和5年に初めて在学中受験を行い、いわば完成年度を迎えたが、この制度の運用状況について引き続き注視していかなければならない。加えて、多様なバックグラウンドを有する法曹の確保という観点からは、未修者教育の充実についても、引き続きその方策について検討を重ねていくことが必要である。
- さらに、法科大学院教育の継続性、発展性の観点から、法科大学院教育を担う教員の確保は重要であり、法科大学院としてどのような取組が可能かについて継続的に検討を重ねていくことが必要である。
- このため、当委員会においては、これらの課題について、データや実態調査も多く用いるとともに、法科大学院や関係者からヒアリングを行うことを通じて、実態を把握・分析しつつ審議を進め、制度上・運用上の課題や改善の提案等を整理し、取りまとめた。

I. 法科大学院教育の特色・魅力ある取組の推進

- 20年間が経過する中で、各法科大学院において、それぞれの強みを活かした法科大学院ならではの特色・魅力ある教育が展開され、その成果が表れてきている。II. の関係者からの評価や期待にもあったように、法曹として基本的な資質・能力を身に付けることは前提とした上で、拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応できるようにするためにも、今後より

一層、特色・魅力ある教育を展開していくことが期待されている。

- そのような認識の下、今期において、法科大学院における特色・魅力ある取組について、一部の法科大学院を対象にヒアリングを実施した。

(活躍の場の拡大(企業内法務))²⁰

- 法曹は、様々な形で企業と関わるが、企業内弁護士（インハウスロイヤー）として活躍する者の数は2023年には3,184人に達し、10年前の3倍程度²¹まで増加している。
- Ⅱ. のとおり、企業内法務の重要性が増す中、企業内弁護士としての活躍の場が増々拡大することが予測される。ビジネスローに積極的に取り組んでいる法科大学院よりヒアリングを行い、以下の報告がなされた。
 - ✓ 先端的な展開・先端科目や外国法、国内外のエクスター・シップ、ワークショップ企業内法務の配置等、教育課程全体に工夫を凝らしている。
 - ✓ 特に、ワークショップ企業内法務は、同窓組織のバックアップの下、法曹有資格者であるか否かに関わらず、企業内法務の第一線で活躍する方々を講師として迎え、企業内法務における実務の基本や実情を学ぶと共に、将来の進路選択に向けた情報を得ることを目標として、オムニバス講義を実施している。
 - ✓ 講師は、法務部長・ジェネラルカウンセルクラス等法務経験の長い者から、キャリアをスタートさせてから10年程度の若手まで多様であり、取り扱う内容も、企業内弁護士のキャリアパス、スタートアップやテクノロジー等の最先端課題、公務分野、国際商事仲裁等の国内・海外訴訟等、多岐にわたっている。
 - ✓ 講義形式は、ソクラティック・メソッド、気軽な会話、グループワーク等、講師によって千差万別である。成績評価は、毎回の課題（アンケート）+期末レポート（合否科目）を課して行っている。
 - ✓ 他の法科大学院へも一部の講義を提供しているとともに、学部生へも授業展開を実施している。
 - ✓ 講師は受講者による評価に敏感であるため、各講義の評価は短期間でフィードバックするよう努めている。受講者からの評価は講師間でも共有しており、これにより授業のブラッシュアップが図られている。
 - ✓ 修了直後の就職のみではなく、転職を含めた法曹としてのキャリアパス全体を見据えた教育であるため、短期間で成果を語ることは困難であるが、受講者は

²⁰ 神戸大学(第115回法科大学院等特別委員会 資料1)を参照。

²¹ 弁護士白書 2023年版(日本弁護士連合会)p.126

年々増加しており、アンケートでも高い評価が出ているとともに企業内弁護士の固定的な印象が払しょくされる様子もみられている。

(活躍の場の拡大(国際))²²

- グローバル化の進展等により、国際的な分野において活躍できる法曹の輩出が期待されている。このような分野に取り組んでいる法科大学院よりヒアリングを行い、以下の報告がなされた。
 - ✓ 國際的法務分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成するため、外国法に関する科目の配置、英語を用いる授業の開講、サマースクールの実施、海外派遣プログラムの実施等、教育課程全体に工夫を凝らしている。
 - ✓ 英語を用いる科目を複数開講するとともに、外国人の常勤専任教員の増員を図っており、過去3年間の履修者は延べ100名程度となっている。研究者を志望する学生等を対象としてドイツ語・フランス語入門講座も開講している。
 - ✓ 海外派遣プログラムとして、7月下旬から10月までの間の約1ヶ月間、海外の法律事務所等に派遣しており、往復旅費及び滞在費として、大学から一定額を支給している。従来は修了者を対象としていたが、在学中受験の開始に伴い、在学生の参加が増加している。
 - ✓ 今年度(令和6年度)より、新たに英語で日本法を学ぶ海外大学生等向けのウインターランドスクールを開始予定である。法科大学院生も受講可能であり、受講した場合には、単位認定を可能としている。
 - ✓ 課題として、各種取組を支える財源とスタッフ(教員・補助職)の継続的な確保、国際的な問題・活動への学生の関心の喚起、海外大学での学修に関する単位認定等が挙げられている。

(時代のニーズに対応した高度な資質・能力を有する法曹の養成)²³

- 法廷活動はもとより、拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化困難化する中で派生する多様な法的ニーズへ対応していくことが求められている。
- 法科大学院においても、大学内のリソースや学外の関係者と協働し、グローバルに活躍できる法曹、AIやデジタル等の先端分野かつ過去に生じたことのない法的リスクや問題に的確に対応できる、高度専門職業人として時代の要請に応えられる人材

²² 東京大学(第117回法科大学院等特別委員会 資料1-1、1-2)を参照。

²³ 京都大学(第115回法科大学院等特別委員会 資料2)を参照。

を輩出することが期待されている中、このような分野に積極的に取り組んでいる法科大学院よりヒアリングを行い、以下の報告がなされた。

- ✓ これからの法曹には、
 - ① 法的紛争の予防および解決に際した、国際的な視野
 - ② 法曹の職務の拡大によって、法規律が存在しない分野で、公正かつ効率的なルールや標準を新たに作り出す能力
 - ③ エビデンス・ベースでの政策決定を行うための、実証研究や経済分析等の他分野の知見等を活用できる能力

を有することが期待されている。このような資質・能力を有する法曹は、専門的学識とその応用能力の基盤の上に、実務に必要な学識、能力、素養を涵養する法科大学院教育によって養成することができる。
- ✓ 法政策共同研究センター（以下「センター」。）は、①先端的な法政策課題について、②学際的かつ国際的研究に取り組み、③法制度の設計・運用の提案や国際ルール・国際標準の構築等に向けた役割を果たし、④新しい学問領域を担う次世代の研究者を養成するものであり、法科大学院教育にも大いに貢献できるものである。
- ✓ センターには、①人工知能と法、②医療と法、③環境と法、④少子高齢化社会と法・政治の研究ユニットがあり、先端的法政策課題の研究を行う。さらに、研究ユニットを横断した組織として、①文理融合実証研究、②法文化国際研究、③政策実務教育支援の3つのセクションを置いている。
- ✓ 今後、先端的課題を経験するエクスター・シップの実施や国際的な研究集会・研究活動に参加する機会の拡大を図ることで、学生のキャリアの選択肢が拡大するとともに、法科大学院を修了することへの付加価値が更に高まることを期待している。

（女性法曹輩出促進に向けた取組）²⁴

- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日）においては、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。」とされている。司法分野においても例外ではなく、日本人口の男女比と法曹の男女比に著しく差があることは、男女における司法アクセスの容易さ等にも影響を与えることとなる。
- 司法分野における女性の割合は、裁判官が24.3%、検察官が27.2%、弁護士が

²⁴ 早稲田大学（第116回法科大学院等特別委員会 資料2）を参照。

19.9%となっており²⁵増加傾向にある。また、法科大学院の入学者数に占める女性割合も、Ⅱ.に既述のとおり、令和6年度においては35.1%と、近年増加傾向にある。一方で、司法試験合格者における女性割合は、受験者における女性割合に比して低い傾向が続いている。

- 女性法曹輩出のためには、法曹三者として活躍する中で、ロールモデルの提示や両立支援を含めた継続就業のための環境整備を進めるることはもとより、全ての法科大学院においても、女性法曹輩出のための取組を進めていく必要があるということを改めて認識し、新たなスタートを切らなければならない。令和6年度からの加算プログラムにおいても、複数の法科大学院において女性法曹輩出促進に関する取組が挙げられていたこと²⁶は、大きな前進である。
- そのような認識の下、女性法曹輩出に積極的に取り組んでいる法科大学院より、ヒアリングを行い、以下の報告がなされた²⁷。
 - ✓ 司法試験合格者に占める女性割合は、受験者における女性割合に比して低い傾向にあったことから、女性学生には、男性学生とは異なる学修上の困難があるのでないかという認識を持って、取組を開始した。
 - ✓ 法曹養成課程において、女性法曹輩出を阻む原因是一つではなく、様々な要因が複合的に関係していることから、学生生活上の直接的な支援から、女性が一般に置かれている社会的な状況を考慮した対応まで、幅広い取組が必要である。
 - ✓ 主に、①入学志願者層拡大のための、女性法曹による講演会・シンポジウム等の実施、②身近なロールモデルやメンターの提供、③具体的な学習支援等の実施（必修科目の時間割の配置の工夫、アカデミック・アドバイザーによるきめ細かなサポート（出産・育児による休学期間なども対応））を柱として取組を継続してきた。
 - ✓ 学内体制として、特定の者にのみ任せるのでなく、3名の教員に加え、修了者でアカデミック・アドバイザーを務めるメンバー等による定期的な会議の場を設け取組を進めている。取組を進めるに当たっては、教職員全体で意識の共有を図り、組織としての取組となることが重要であると考えている。
 - ✓ 取組を進めた結果、自大学の入学志願者における女性割合は平成30年度の28.6%から令和5年度には38.1%（入学者45.8%）に、自大学の司法試験合格者における女性割合は平成30年（平成29年度修了者初年度受験）の26.8%から令和5年には41.1%（全国平均29.4%）となった。
 - ✓ 令和元年制度改正により、いわゆる「3+2」が導入されたことで、「5年で司法試

²⁵ 裁判官が令和4年12月時点、検察官が令和5年3月時点、弁護士が令和5年9月時点での数値（男女共同参画白書令和6年版）。

²⁶ 第116回法科大学院等特別委員会 資料2

²⁷ 早稲田大学（第116回法科大学院等特別委員会 資料3）を参照。

験に合格し、法曹になれる」という予見可能性が確立できれば、女性学生のみならず、その保護者等周囲の方も安心して応援することができる。自大学のみではなく、他大学とも連携した取組・発信を強化し、女性法曹輩出を牽引していく。

(リカレント教育の充実)²⁸

- 少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、ICT・AIによる技術革新の進展等、変化が激しい時代となり、それに伴い生じる課題も多岐にわたっている。法曹となって以降も、十分な活動を行っていくためには、社会の要請に応えるべく変わり続ける法令等への知識のアップデート、高度な専門性が求められる分野への体系的な知識の修得等を継続して行っていくことが重要である。
- 法科大学院は、新たな法曹の輩出に留まらず、法科大学院のリソースを活かした社会への貢献も行っており、リカレント教育の実施もその一つである。リカレント教育としては、聴講生、科目等履修生、履修証明プログラム等、提供の方法は様々であるが、この分野に積極的に取り組んでいる法科大学院よりヒアリングを行い、以下の報告がなされた。
 - ✓ 特定の法分野について専門的な知識と能力を持った法曹実務家を育成するため、平成26年度より、「専門法曹養成プログラム」と「個別科目履修プログラム」を開始した。
 - ✓ 「専門法曹養成プログラム」は、租税法、労働法、知的財産法、経済法、環境法、倒産法の6分野について専門的な知識と能力の体系的な修得を目的とし、平成27年には3名が修了認証を受けている。「個別科目履修プログラム」は租税法、労働法、知的財産法、経済法、環境法、倒産法、会社法、グローバル法務、国際紛争解決の9分野について基礎的・体系的な知識の修得を目的とし、令和4年までに10名が修了認証を受けている。
 - ✓ 受講目的を果たしたこと等により途中で履修を終了する者もいるが、そのような者も合わせると令和6年までに171名がこの枠組みの下で、何等かの科目を履修している。
 - ✓ 教育内容・手法向上を図るため、弁護士モニターの受け入れも行っている。
 - ✓ 取組の長所として、多種多様な科目の展開や1科目から受講可能な仕組みであること、法曹資格非保有者も受講可能であること、現場で役立つ実務的な内容が多いこと、英語で行う授業は留学が困難である層に対して一定のニーズがあること等が挙げられている。課題として、社会人経験のある者が履修しやすい時間帯になっ

²⁸ 慶應義塾大学(第117回法科大学院等特別委員会 資料2)を参照。

ていないこと、授業のレベル感等の受講の決め手となる情報が得にくいくこと等が挙げられている。

- ✓ 今後の課題として、リカレント教育に対する法科大学院のリソースの一層の活用、開講時間・遠隔教育の活用による授業方法の工夫や、モニター制度の拡充・活用による需要喚起等がある。

(総括)

- 法科大学院は、司法試験合格や専門的な法律知識の修得に留まらず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することにその意義があり、各法科大学院においては、多様な人材の輩出を目指し、様々な取組が行われている。
- 今回ヒアリングを実施したいずれの大学においても、時勢を捉えながら、高度専門職業人として時代の要請に応えていく人材を輩出すべく取り組まれていた。勿論、小規模の法科大学院も含め、多くの法科大学院において、創意工夫を重ねながら特色・魅力ある取組が展開されていることは言うまでもない。
- 各法科大学院においては、プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、高い教育力を有するよう、たゆまぬ努力を続けていくとともに、拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応できるようにするためにも、今後は、全ての法科大学院において、自大学の教育の強みを見出し、その成果を発揮・伸長するよう取り組むべきである。
- また、人口減少時代においても、法曹志願者増加を図っていくため、法務省による「我が国における法曹志願者数に関する調査」(令和6年3月)において、令和2年度から令和5年度において法曹志願者数が増加傾向にある要因の一つとして、平成28年頃から本格化した法曹の魅力発信の取組が一定寄与した可能性があると指摘していることも踏まえると、法曹志願者の持続的な確保に向け、法曹の仕事の魅力や法科大学院教育の意義、特色・魅力について、関係者間で連携協力し、より一層広報・発信していくことが期待される。

2.5年一貫教育のより円滑な実施

- 令和元年制度改正により実施された5年一貫教育について、42の法曹コースが設置され、合計74の連携協定が法科大学院と締結されている(令和6年4月1日現在)。

- 連携協定には、連携先の法科大学院との円滑な接続を図り、法曹を目指した段階的・体系的な一貫した学修が行える課程となるよう、連携法²⁹第6条に基づき、法曹コースの教育課程の編成や成績評価の基準、法曹コースにおける教育の実施のために必要な法科大学院の協力に関する事項等についても定めることとされている。
- 法曹コースを第1期生として修了し、令和4年度に法科大学院へ進学した学生が、令和5年司法試験を在学中受験したことをもって、令和元年制度改正の、いわば完成年度を迎え、ここからが真のスタートとなるとも言える。そのような状況の中、政策全般の総合的な評価は、中長期的な視点で臨む必要があることに十分に留意しつつ、法曹コースの実態調査や、司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査をもとに現時点での成果や課題について審議を行った。今後も引き続き、実態の把握・分析を行っていく。

(1) 法曹コースの状況

- 法曹コースの制度化は、時間的・経済的負担の軽減のみではなく、学部と連携協定を結ぶ法科大学院とが体系的・一貫的な教育課程を編成し、優れた資質・能力と明確な法曹志望を有する学生に、法学部在学段階からより効果的な教育を行うことを可能とした。
- 令和2年度から法曹コースの設置が始まり、令和6年度に5年目を迎えたが、その現状として、以下のような内容が確認できた³⁰。

(法曹コースの在籍者数等)

- 令和6年4月1日時点において、42大学に法曹コースが設置され、合計74の連携協定が法科大学院と締結されている。このうち、3以上の複数の法科大学院と連携協定を締結しているのは11大学ある。また、自大学に法科大学院がない中で法曹コースを設置し、他大学の法科大学院と連携協定を締結している大学は10大学ある。
- 法曹コースは法学部等において、履修プログラム方式や学位プログラム方式として開設されているものが大半である。法曹コースとしての授業開始時期は1年次(前期／後期)からが22大学、2年次(前期／後期)からが19大学ある。法曹コース登録時に選抜を実施している大学は30大学あり、進級時にも選抜を実施している大学は14大学ある。

²⁹ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)

³⁰ 第112回法科大学院等特別委員会 資料2、第116回法科大学院等特別委員会 資料4

- ・ 法曹コース在籍者数は、令和3年度は2,354人、令和4年度は3,057人、令和5年度は3,413人となっている。
- ・ 法曹コース在籍者のうち女性割合は、令和3年度は40.5%、令和4年度は42.1%、令和5年度は42.4%、令和6年度は44.5%と年々増加傾向にある。また、法曹コース在籍者における女性の割合は、法学部在籍者の女性割合よりも、いずれの年も5ポイント以上高い状況にある。
- ・ 法曹コースをやめた理由として、「法曹志望で無くなつたため」が最も多く、次いで「学修についていくのが困難なため」である。なお、「予備試験の勉強に専念するため」は最も少ない。

(法曹コースの教育課程や法科大学院との連携状況等)

- ・ 学部段階で未修1年次で修得すべき内容を段階的・体系的に身に付けられるよう、法律基本科目（基礎科目）や基礎法学・隣接科目等において、連携先の法科大学院と共同で科目を開設している大学は12大学ある。
- ・ 少人数・双方向の授業や、より高度な内容の授業を提供するとともに、法曹の魅力を伝えられるよう、実務家教員含め連携先の法科大学院教員が担当する科目を開設している大学は31大学ある。また、授業の一部で法律実務家（裁判官・検察官・弁護士等）の協力を得ている大学は28大学ある。
- ・ 各法曹コースにおける特色ある取組として、「アクティブラーニングを促す双方向型・多方向型の少人数の演習科目の開設」、「専門教育を実務とつなげるため、法曹関係者との協力による演習科目の必修化」、「法曹関係者の協力のもと実習系科目（契約法実務、捜査法務実習、裁判法務実習）の配置」、「2年次前期の法曹コース登録に向けた1年次前期からの法曹を意識させる教育」等、創意工夫が図られている。

(法曹コース修了者の進路等)

- ・ 法曹コース修了者のうち、法科大学院へ進学した者は、令和3年度は88.6%（241人）、令和4年度は79.5%（448人）、令和5年度は73.4%（493人）となっている。特に、令和6年度の法科大学院入学者数は2,097人であることを踏まえると、法曹コース修了者が占める割合は約4分の1である。
- ・ 法科大学院に進学しなかった理由として、「他の進路（企業（法務担当を除く）就職等、法学に関連しない進路）に変更したため」が最も多く、次いで

「他の進路(企業の法務担当への就職等、法学に関連した進路)に変更したため」「法曹コースでの学修を通じ、法曹への適性がないと学生自身が判断したため」となっている。

- ・ 自大学に法科大学院がなく、かつ、同一都道府県内にも法科大学院がない法曹コース修了者のうち、法科大学院へ進学した者は、令和3年度は88.9%（8人）、令和4年度は85.8%（24人）、令和5年度は84.7%（44人）となっており、全体よりも法科大学院に進学する割合が高く、地方の大学における法曹養成に大きな役割を果たすことが期待される。
- ・ 法科大学院の入学者選抜全体で、法曹コース修了後に早期卒業等の制度を活用し法科大学院へ入学した者の数は、令和4年度が241人、令和5年度が218人、令和6年度は231人である。
- ・ 早期卒業等の制度を活用しなかった理由として最も多いものは、「自身の学修のペースに鑑み、4年かけて卒業することとした」が、「早期卒業の要件を満たすことができなかった」「進路変更」よりも多い。

- 5年一貫教育を確立させていくには、法曹コースにおける教育と、法科大学院における教育の双方が質の向上を図りながら、有機的に連携していくことが重要である。
- 法科大学院教育については、この20年間様々な審議を重ね、各法科大学院においても、FDの組織的な体制整備と実施、開設科目やカリキュラムの不断の見直し、学生の個別指導等、教育の改善・充実に取り組んできた。
- 一方、法曹コースは、創意工夫を重ね特色ある取組も展開されてきているものの、令和2年度から開始したところであり、不断の改善を重ねている途上にある。法曹コースの教育の質保証のためにも、各法科大学院においては、連携する法曹コースが連携協定に基づき、想定された効果を発揮できているか、実態を適切に把握・評価することが重要である。
- また、特に、複数の法科大学院と連携協定を締結している法曹コースにおいては、連携協定が入学者選抜における特別選抜の枠組みのみを目的とするようにならぬよう、連携協定の効果が法曹コースの教育課程の編成や成績評価、修了要件等に柔軟かつ適切に反映されるべく、取り組まなければならない。
- 連携先の法科大学院との円滑な接続を図り、段階的・体系的な一貫した学修が行える課程として名実ともに確かなものとなるよう、法曹コースを設置する各大学及び連携協定を締結している各法科大学院においては、今後も不断の改善を重ね、教育の質保証に取り組んでいくことが重要である。

(2) 特別選抜の実施状況³¹

- 法曹コースから法科大学院への接続を確保するため、法曹コース修了予定の3年次及び4年次を対象とする特別選抜が令和4年度法科大学院入学者より実施されている。特別選抜は、法科大学院の公平性・開放性・多様性という理念を尊重し、連携協定を締結している法科大学院への進学を対象とした「5年一貫型選抜」と、連携協定の締結がない法科大学院への進学をも対象とした「開放型選抜」から構成されている。前者は、法曹コースの成績等により選抜がなされ、後者は、法曹コースの成績等に加え法律科目論文試験で選抜が実施されている。
- 特別選抜のうち、「5年一貫型選抜」を経て入学した者は、令和4年度が167人、令和5年度が228人、令和6年度が254人と、増加傾向にある。一方、「開放型選抜」を経て入学した者は令和4年度が36人、令和5年度が98人、令和6年度が51人となっている。
- 連携協定を基礎とする「5年一貫型選抜」は、各法科大学院において、法曹コースの教育課程や在籍する学生の情報・状況を把握した上で選抜を実施することが可能であり、学生も法科大学院における学修を予見でき、法科大学院側も学部段階の情報・状況を踏まえ、継続的に指導することが可能となる。
- 他方、「開放型選抜」は、連携協定の有無を問わず法曹コース修了者を対象として実施するものであるが、法科大学院と各法曹コースにおける情報共有の基礎となる連携協定がない場合にも、法曹コースにおける成績評価を加味して選抜を行うものであること等から、各法科大学院において、入学者選抜を行う上で困難さを生じさせている例もある。
- 令和4年度は、法曹コースに在籍していた3年次の学生のみが早期卒業等し、法科大学院へ入学した年であるため、令和4年度から令和5年度に特別選抜を経た入学者が増加したことは、予見された結果ではある。しかしながら、令和5年度以降は、3年次に加え4年次の学生も法科大学院へ進学したにもかかわらず、令和5年度から令和6年度にかけて、特に「開放型選抜」による入学者は減少傾向にある。
- このような状況について、法科大学院の公平性・開放性・多様性という理念を尊重し設けたものであることに十分留意しつつ、上記の困難さと併せて、状況の把握・分析を続けていくことが必要である。

³¹ 第117回法科大学院等特別委員会 資料3

(3) 在学中受験の実施状況と法科大学院における教育課程等の工夫³²

- I. で既述のとおり、令和元年制度改正により、法科大学院在学中に、一定の要件を満たせば、在学中に司法試験を受験することが可能となった。この制度の下で、令和5年に初めて在学中受験が実施された。在学中受験の状況及び、その実施に向けた教育課程の見直し・工夫等について、以下のような内容が確認できた。

(在学中受験の状況)

- 令和5年における在学中受験資格取得者は1,342人であり、合格率は59.8%（受験者1,066人、合格者637人）である。このうち、法曹コース修了者（早期卒業等）の合格率は66.0%（受験者162人、合格者107人）である。既修者／未修者の別で見ると、既修者の合格率は63.3%（受験者913人、合格者578人）、未修者の合格率は38.6%（受験者153人、合格者59人）である。
- 令和6年における在学中受験資格取得者は1,442人であり、合格率は55.2%（受験者1,232人、合格者680人）である。このうち、法曹コース修了者（早期卒業等）の合格率は71.8%（受験者131人、合格者94人）である。既修者／未修者の別で見ると、既修者の合格率は61.3%（受験者997人、合格者611人）、未修者の合格率は29.4%（受験者235人、合格者69人）である。

(在学中受験実施に向けた教育課程の工夫等)

- カリキュラムにおいて、在学中受験に必要な所定科目単位を2年次後期までに必修または選択必修で履修できるようにしている大学は22校であり、それ以外の大学も、個別に対象学生を指導する等している。
- 令和5年度以降、修了要件単位数を引き下げた大学は11校、学事暦を前期／後期を基本としつつ一部の科目にクオーター制を導入した大学は5大学、3年次前期の必修科目の配置単位数を引き下げた大学は19校である。
- その他、個別の取組として、以下のような内容が確認された。
- 在学中受験資格取得に必要な所定科目単位を未修2年次（既修1年次）までに修得できるよう、授業科目の配当年次の変更（例：未修3年次→未修2年次）や配当年次の拡大（例：未修3年次→未修2・3年次）等を実施。
- 授業科目の一部について、在学中受験を希望する学生とそれ以外の学生で

³² 第112回法科大学院等特別委員会 資料3、第116回法科大学院等特別委員会 資料5

クラス分けを行い、学生の習熟度に応じた教育課程となるよう工夫。

- ・ 在学中受験を行う学生の負担軽減や司法修習との円滑な接続のため、一部の法律実務基礎科目や展開・先端科目（司法試験選択科目を除く）を3年次前期から3年次後期に配置変更。
- ・ 3年次のエクステーンシップの研修期間を司法試験前から司法試験後に変更。

（在学中受験導入による法科大学院教育への影響）

- ・ ポジティブな影響として、「3年次後期に、司法試験科目以外の科目（実務系科目、展開・先端科目、リサーチ・ペーパー等を含む）を積極的に履修するようになった。」「ロールモデルとなる学生（合格者）が存在することで、学生の学修意欲が高まった。」等の意見があった。
- ・ 課題等として「3年次後期の授業開始までに司法試験結果が判明しないため、3年次後期の履修科目に迷いが生じる。」「在学中受験者と不受験者、在学中受験の合格者と不合格者が混在する中で、授業内容やカリキュラム編成等について学生のニーズにどう応えていくか模索していく必要がある。」「（不合格者について）精神面、学修面からのケアが必要である。」等の意見があった。

- 在学中受験資格は、令和元年制度改正により、法科大学院教育の充実が図られることに伴い導入されたものであるが、受験資格取得に必要な学長の認定を得るために、2年次修了までに司法試験科目で課される法律基本科目の基礎科目（30単位）と応用科目（18単位）、選択科目（4単位以上）を修得する必要があるとともに、司法修習生として採用されるためには、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了が要件とされており、プロセスとしての法曹養成制度の中核として、理論への理解と実務能力を培う場としての役割を期待されていることは変わらない。
- 法科大学院は、幅広い教養と専門的な法律知識、論理的思考力、事案分析能力、豊かな人間性・感受性等を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することにその意義がある。在学中受験導入後も、その意義を果たすべく、教育課程の編成等の工夫を図るとともに、法律実務基礎科目や展開・先端科目の充実にも努めている。
- 引き続き、法科大学院において、司法制度改革の理念の実現に向けた教育の充実が図られるよう、在学中受験導入による影響を注視していく必要がある。

3. 多様な法曹志願者の確保、未修者教育の充実

- 法科大学院は、非法学部における学びや社会人経験など多様なバックグラウンドを有する人材を法曹として養成・輩出するために、広く門戸を開放することを主眼としてきた。Ⅱ.で既述のとおり、既修者コースと未修者コースの入学者の数・割合は平成23年を境に既修者コースが増加の一途を辿っている。また、未修者コースにおいて非法学部出身者の入学者数は減少しており、約7割が法学部出身者で占められる状況となっている。
- これまでも、当委員会の提言等を踏まえ、
 - ・ 授業科目や授業内容について適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的・量的充実を図りつつ、未修者の法律基本科目の学修を充実させる観点より、法律基本科目の年間履修登録単位数の上限（標準36単位）を引き上げる（最大44単位までを標準の範囲内とする）
 - ・ 入学時に十分な実務経験を有する者について、大学がそれまでの実務経験等を把握・評価した上で適当と認めた場合には、それらの実務経験等に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修すること（概ね2~4単位を目途）を可能とする
 - ・ 各法科大学院における未修者1年次における成績評価・単位認定や2年次への進級判定を厳格かつ客観的に行う。法科大学院全体を通じた学修到達度判定の仕組みとして、共通到達度確認試験を導入する（平成26年度から5年間の試行を経て令和元年度より本格実施）
 - ・ 各法科大学院の先導的な取組を評価し、公的支援のメリハリある配分を通じて法科大学院教育の全体の質の向上を後押しすることを目的とした「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」（平成27年度開始）において、未修者教育の改善・充実に資する取組を評価する
 - ・ 未修者に関する入学者選抜改革として、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とし、未修者等の入学者選抜のガイドラインを作成する
 - ・ オンデマンド方式を含めたICTの一層の活用や、補助教員による授業フォローや論述指導を一層促進する
- 等関係者において、取り組んできたところである。
- 今後の更なる取組について示唆を得るべく、未修者教育に積極的に取り組んでいる法科大学院よりヒアリングを行い、以下の報告がなされた³³。
 - ✓ 入学者選抜については、小論文、対面審査、書面の3種類の選抜を全て実施する

³³ 一橋大学（第114回法科大学院等特別委員会 資料3）参照。

ことで、良い人材を確保することにつながっている。

- ✓ 未修者の中には、法学の学修への適応が難しい者が、競争倍率に関わらず常に一定数存在する一方、飛躍的に能力を向上させる者もいることから、法学の学修への適性を見極める選抜方法を模索していかなければならない。
- ✓ 良い人材を確保するためには、競争倍率の確保が重要であるが、そのためには既存の入学者向け説明会やオープンキャンパス以外にも学内外の他学部の学生へのアプローチする機会が必要である。
- ✓ 1年次の進級試験について、共通到達度確認試験とは別に、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5科目について論文式試験を実施している。出題範囲が限られた定期試験とは異なり、当該科目の全体を俯瞰した総復習の機会であるとともに、正確な理解の定着を図り、択一式の試験ではなお測れない能力を測ることに意義がある。
- ✓ 興味関心を喚起させる授業内容の工夫、補助教材としてのICTを活用した録画授業の提供、未修者を対象とした導入ゼミの実施、担任制度による面談等の実施、学生同士の自主ゼミや学修アドバイザーの導入等を行っている。
- 司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する法曹を継続的に輩出していくためには、法学のみならず、理系分野など様々な学問分野での学修を経験した者や、実社会における実務経験を経た者を法科大学院の入学者のうち一定程度確保するということが依然として重要であることに変わりはない。
- 各法科大学院においても、未修者教育について、例えば、ICTを活用した入学前導入教育の実施、学修履歴に基づいた個別指導の実施、未修者ゼミの開催等のサポート体制の構築、共通到達度確認試験による学習成果の確認と個別指導、法律基本科目の指導の充実として1年次必修科目の授業担当教員間のFD強化等様々な工夫と努力を続けてきている。
- 多様な法曹の輩出のためには、多様な法曹志願者の確保に努めなければならぬ。特に、高校生等や学部段階の学生に対して、文理を問わず、各学部における学修で得た専門性や資質・能力を、法曹として活かすというキャリアの選択肢があることを認識できるようにすることや、社会人経験のある者に対しても自身のバックグラウンドが法曹としての活躍においても重要であること等について、各法科大学院のみならず、広く関係者において、効果的な情報発信の在り方などを継続的に議論し実行することが必要である。
- とりわけ働きながら法科大学院に通う有職社会人には、十分な学修時間を確保することが困難であるという固有の課題がある。この点に配慮し、夜間主コースを設け

るなど有職社会人に対する学修支援を積極的に行っている法科大学院³⁴もある。加えて、例えば、オンデマンド方式の遠隔授業の活用や、長期履修制度の柔軟な運用、履修証明プログラム、科目等履修による入学前の単位修得の推進などは、昼間の課程においても、有職社会人が個々の事情を踏まえながら学修計画を立てる際の選択肢を広げることにつながる。

- また、未修者の入学者選抜については、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための留意点を示した指針として、当委員会において「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日)を策定し、各法科大学院において取り組んできているが、ガイドラインに明示されている方法³⁵以外にも、各法科大学院の創意工夫により、法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定することは可能であるとされていることも踏まえ、多様で質の高い人材が確保できるよう創意工夫を重ねていくことも必要である。
- さらに、「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。」という、司法制度改革の理念に沿って、未修者教育の充実を図ってきたことが、どのような成果をもたらしているのかが明らかにされることが期待される。

4. 法科大学院教育を担う教員の確保

- 法科大学院教育の継続性・発展性の観点から、法科大学院等の教育を担う教員³⁶を確保していくなければならないが、法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院であり、研究者養成を目的の一つとする修士課程・博士課程とはその目的・役割は異なるものである。
- しかしながら、14年答申において、「法科大学院は法曹養成に特化した教育を行うものであり研究者養成を直接の目的とするものではないが、その修了者が研究者養成を目的とする課程などに進学することも考えられる。」とされたこと等を受け、このような修了者が博士後期課程と円滑に接続できるよう、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第17条第3項において、専門職学位を有している者は博士課程の修了要件である30単位以上の単位修得は求めないこととともに、法科大

³⁴ 第107回特別委員会資料2(筑波大学法科大学院)、資料3(日本大学大学院法務研究科)

³⁵ ガイドラインでは、「法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定する方法として、以下に掲げる①～④の中から適切な組合せによって試験を実施することが考えられる。①小論文・筆記試験 ②対面による審査③書面による審査 ④統一適性試験に類似した試験(統一適性試験の過去問を活用するなどして統一適性試験に類似した試験を同程度の問題数で実施する場合)」「各法科大学院の創意工夫により、法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定することは可能と考えられ、本ガイドラインはそれを妨げるものではない。ただし、その際、当該選抜方法によって、受験者の資質を適確かつ客観的に判定できることを対外的に説明できることが必要である。」とされている。

³⁶ ここでは実務家教員ではなく、いわゆる研究者教員を指す。

学院修了者は博士後期課程の在学期間は2年以上で足りることとされている³⁷。

- また、法科大学院を含めた専門職大学院は、その教育の質を保証するという観点から、一定の独立性の確保と教員組織の充実が求められているが、教員の養成機能の維持・向上、専門職学位課程修了後に博士後期課程への進学を希望する学生への対応等を勘案し、専門職学位課程の専任教員は、一個の専攻に限り、博士後期課程を担当する教員が兼ねることができることとなっている³⁸。
- このような制度的な措置が一定程度なされていることを踏まえた上で、当委員会は、法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行うことを目的として設置されているが、今後の法科大学院教育の継続性・発展性について考える中で、法律学や法制度の発展に資する研究の実施や法科大学院等の教員の確保について、法学に関する研究科との目的・役割の違いにも十分に留意しつつ、可能な限り現状の分析を行った³⁹上で審議を行った⁴⁰。
- その中で、今後の取組について示唆を得るべく、関連する取組を行っている法科大学院よりヒアリングを行い、以下のような取組や成果について報告がなされた⁴¹。
 - ✓ 理論と実務の双方に精通した法学研究者を養成し、次代の法学教育・法科大学院教育につなげるための、一方策として、法科大学院を経て、博士後期課程に進学し博士学位を取得した後に教職・研究職に就くための支援を実施している。
 - ✓ 自大学法科大学院在学中の学生に対し、「〇〇法理論演習」等研究者養成のための課程との共通科目、リサーチ・ペーパー、英語科目の開講等を実施し、研究者としての素養・適性・能力を見出し、かつ、学生が研究者の道も進路の一つとして考慮に入れられるよう取り組んでいる。
 - ✓ 博士後期課程への進学にあたっては、「特定研究学生制度」を設け、特定助教（任期付き助教）と遜色ない経済的待遇を実現し、博士後期課程修了者には、特定助教への採用がなされる。自大学法科大学院から博士後期課程への進学者は、「特定研究学生制度」を導入した平成23年度以降14年間で52人おり、課程修了者の2割が自大学の准教授や他大学の教員となっており、残る8割も特定助教から他大学の教員（准教授、講師、助教）となっている。
 - ✓ このような取組をしても、法科大学院生への訴求力に限界はある。
- 審議においては、法科大学院修了後、博士後期課程への進学を希望する学生が、

³⁷ さらに、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとされている。

³⁸ 平成30年4月1日より、学士課程との連携強化や他分野との学際的連携促進による高度専門職業人養成の一層の強化に資するよう、博士後期課程との兼務に加え、一定の範囲内で、学士課程との兼務が行えるようにもなっている。

³⁹ [第113回法科大学院等特別委員会 資料4](#)

⁴⁰ [第115回法科大学院等特別委員会 資料3-1](#)

⁴¹ 京都大学（[第115回法科大学院等特別委員会 資料4](#)）を参照。

教員となるまでのキャリアパスを描いたり、自身の問題意識に応じた進学先や指導教員を選択したりするに至るまでの情報が十分に得られる状況はない等の課題がある、一定期間の実務経験を経る中で法学分野の研究や法科大学院の教員という職業への関心を抱く者もいると想定されるが、このような者に対しても、同様の課題はある、等の意見があった。そのような状況の改善を図るためにも、関心を有する学生等が、博士後期課程の教育研究内容や教育課程、キャリアパス等に関する情報に触れられるように取り組むことが期待される⁴²。

- また、当該大学に加え、複数の法科大学院においても、例えば、法科大学院在学中の学生に対し、「研究者ガイダンス」の実施、「リサーチ・ペーパー」「法学研究」「テーマ研究」等の科目の開設、法学研究のために必要となる外国語に関する科目の開設等を実施していることが確認できた。
- 法科大学院に在籍し、その教育の意義や内容を深く了知している者が、次の法科大学院教育を牽引する存在になっていくという循環をもたらすことも期待されるところであり、学生の多様な進路のうち法科大学院等の教員という選択肢に応える機会として、上記のような取組が広がることは有益である。
- さらに、法科大学院等の教育を担う教員は、我が国の司法を担う法曹を養成するという重要な使命を担っており、その職務が進路の一つとなりうるような取組、実務家が研究者としても活躍できるような取組、博士後期課程へ進学する者の待遇等に関する意見もあった。法科大学院教育を担う教員の確保には、法科大学院におけるカリキュラムの工夫のみではなく、法学に関する研究科との目的・役割の違いを踏まえた上で連携し、それぞれが取り組んでいくことが期待される。

5.法科大学院教育と司法修習との連携強化

- 司法制度改革の理念に基づき、法科大学院がプロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として名実ともに確かな存在となるためには、各法科大学院において自らが提供する日々の教育内容の充実に努めることのみならず、司法研修所との有機的連携を図っていくことが重要である。
- 当委員会の第Ⅺ期においては、法科大学院協会より、司法研修所との連携に関する具体的な取組について報告がなされた⁴³。本期においては、司法研修所より、法

⁴² 例えば、神戸大学においては、法学研究科における情報発信に加え、法科大学院 HP に、将来に向けて法曹教育を継続的に行っていくための研究者の必要性、法律学の研究に関心のある学生に対する授業の提供、法科大学院修了後の博士後期課程への進学等に関する情報を掲載している。

⁴³ 令和4年度より法科大学院協会内に「司法修習連携等検討委員会」を設け、取組を強化していること、複数回に渡り、法科大学院の教員が司法修習の様子をオンライン・リアルタイムで傍聴したり、司法修習の様子を記録した動画を司法研修所教官とともに視聴した上で、意見交換を行ったりしていること等。(「[第Ⅺ期の議論のまとめ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～](#)」(令和5年2月16日)参照)

科大学院教育との連携について、以下のような報告がなされた⁴⁴。

- ✓ 令和5年より在学中受験が開始され、第77期から司法修習の開始時期を3月下旬に変更した。在学中受験資格で合格した学生は、卒業後間を開けず司法修習に参加することになるから、法科大学院教育との連携は増々重要になっている。
 - ✓ 法科大学院教育と司法修習との連携を図るため、法科大学院協会と司法研修所との間で、意見交換会を定期的に実施している。当初は、法科大学院協会の執行部と総論的な意見交換を行っていたが、令和4年頃より、法科大学院協会に加盟している法科大学院も広く参画の上、具体的なテーマも取り上げる形で意見交換を行うこととされた。
 - ✓ 意見交換は、法科大学院教育の中で、司法修習をより意識してもらう契機となっているとともに、司法研修所において、法科大学院における教育の実際を把握でき、司法修習のカリキュラムや教材の作成等を検討する上で有益であり、継続的に取り組んでいくことが重要である。
 - ✓ 導入修習では、例えば争点整理の演習を実施しているが、法科大学院において実務の基礎知識を確実に修得してきた学生は、スムーズに演習に入ることができて印象である。
 - ✓ 在学中受験が開始されたことにより、多くの法科大学院では、法律実務基礎科目を3年次に配置変更する等工夫されているため、このことにより、導入修習によりスムーズに入れようになることが期待される。
 - ✓ 令和元年制度改正の影響について、確たる評価は困難であるが、現時点において、修習生の様子は、昨年度と比較して顕著な差異はない状況である。
 - ✓ 法科大学院修了者に限らず、実体法や手続法の基本的な知識の定着が不十分な者への指導は従来から課題であるため、法科大学院教育との連携をより一層充実させていきたい。
- 法科大学院と司法研修所が、互いの教育・修習の内容・指導方法等について、共通の認識と理解を持つことは、大いに意義がある。特に、法科大学院においては、司法修習における取組を踏まえ、FDにおいてその成果を共有するなどし、より多くの教員が、プロセスとしての法曹養成を充実させる観点から教育内容の充実を図るべく取り組んでいくことが重要である。
- また、司法研修所においても、引き続き、意見交換の場に加え、教材の提供や、法科大学院修了者の評価のフィードバック等、様々な形で法科大学院との連携を積極的に図っていくことが期待される。

⁴⁴ 司法研修所(第117回法科大学院等特別委員会 資料4)を参照。

おわりに

- 法科大学院は、我が国の司法制度改革の柱の一つである法曹養成制度改革において、従来の「点による選抜」ではなく「プロセスとしての養成」を理念とする新たな法曹養成制度の中核となるべき教育機関として創設され、司法試験・司法修習との有機的な連携の下に、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することを目指して創設され、その理念は現在でも変わりはない。
- 理念の実現に向け、不断の改革・改善に取り組んでいくべく、今後も、これまでの改革や議論の成果と課題、法科大学院教育を取り巻く現状と課題等について審議を重ねていくことが必要である。
- 特に、令和5年度には、法曹コースを修了し法科大学院へ進学した学生が、初めて在学中受験を行った。令和元年制度改正の、いわば完成年度を迎えることからが眞のスタートとなるとも言える。特別選抜や在学中受験の状況も含めこの制度による法曹養成の成果と課題の把握及び検証が引き続き求められる。
- 加えて、法曹志願者の多様性の確保という観点からは、未修者教育の充実についても引き続き、各法科大学院における個別の取組等を把握するなど、実態を継続的に状況の把握・分析を行っていくことが必要である。また、未修者教育の充実を図ってきたことが、どのような成果をもたらしているのかが明らかにされることが期待される。
- さらに、今後も継続的に法科大学院教育の質の確保を図っていくことが前提であるが、その上で、これまでの20年間のように質の確保に特化した議論や取組のみを行うのではなく、法科大学院の意義の発信や、これまで培ってきた特色・魅力の伸長を図っていくよう発信していくことが望ましい。
- その他、地方の司法を支える人材の養成、教員の確保に係る取組等、今般の議論にあった諸課題についても、検討を行っていく。
- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについては、令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、法科大学院を取り巻く状況の変化を注視しつつ、各法科大学院の意見も踏まえながら、実施のあり方を含め隨時に見直しを行っていくことが求められる。
- 中央教育審議会の答申案⁴⁵においては、認証評価制度について、評価の在り方や

⁴⁵ 「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申(案))」(中央教育審議会大学分科会(第181回)・高等教育の在り方に関する特別部会(第15回)合同会議)(令和7年1月28日)においては、「認証評価制度については、評価疲れという声もある中で、「評価のための評価」から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要である。その際、新たな評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのでは

内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要であり、新たな評価制度へ移行することを提言しており、当委員会においても、今後の動向を十分に注視する必要がある。

- 文部科学省、各法科大学院及び法曹コースを設置する各大学においては、本議論のまとめを踏まえつつ、法務省や最高裁判所、日本弁護士連合会、法科大学院協会等の関係機関と連携しながら、法科大学院教育の充実に向けて、積極的に取り組まれることを強く期待する。

なく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化する仕組みとすべきである。その際、結果について国民に対して分かりやすく公表するための工夫をすることで、社会的な評価の一層の促進を図ることができるようになるとともに、教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していくことが望ましい。さらに、新たな評価制度においては、その評価に用いる各大学の教育情報を容易に提出可能なデータベースを整備するなどして、現行の仕組みよりも高等教育機関側・評価機関側双方の負担軽減を図っていくことが求められる。」とされている。